

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		危険物施設の緊急使用停止命令等
根拠条例・規則名		消防法
条 項		第 1 2 条 の 3 第 1 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7038)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>緊急使用停止命令又は使用制限命令は、公共の安全の維持又は災害防止のための緊急の必要があるときに行うものとする。</p> <p>「公共の安全の維持又は災害防止のため緊急の必要があるとき」とは、危険物施設又はその周囲の状況が公共の安全の維持の上で危険な状況となったときをいい、危険な状態となった原因が危険物施設にあるか否かを問わないものとする。</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定      平成   年   月   日 最終改正
備 考		